

上越新幹線建設で 鉄道公団と「覚書」を締結

町では、上越新幹線が建設されるため、生活環境が損われなると同時に住民の不安を解消する意味から、日本鉄道公団と次のような十項目にわたる「覚書」を取り交わし、十一月二十二日、役場議場で調印が行われました。

覚書

上越新幹線（以下「新幹線」という。黒埼町地内建設に伴い、黒埼町長を甲（以下「甲」という。）とし、日本鉄道建設公団新潟新幹線建設局長を乙（以下「乙」という。）として、次のとおり覚書を交換する。

（建設計画の基本）
 第一条 乙は新幹線の建設にあたり、甲との設計協議及び沿線住民並びに各自治会、協議会との話し合い、要望、議事録を尊重し、甲・乙協力のうえ新幹線の円滑な完成を図るものとする。
（公害対策の基本）
 第二条 乙は新幹線の騒音、振動について建設工事（以下「工事」という。）の施行には、構造物の設計に最善の技術配慮を行い環境保全に努め、開業後は、環境庁告示（昭五十年七月二十九日、勅告四六）及び勅告（昭五十一年三月十二日環大特三二）を遵守するとともに、さらに甲の要望（昭五十二年十月二十二日、黒企企画発一六一）を理解し技術開発を一段と進め、もって意に添うよう努力するものとする。

なお、障害防止対策の必要が生じた場合は、すみやかにこれを行うものとする。

第三条 乙は新幹線列車の運行により地元住民等から騒音、振動等の実害が発生した旨の申し入れがあった場合は、遅滞なく実情調査を行い、誠意をもって関係者と協議し、解決するものとする。

（木場地区）
 第四条 乙は木場地区の新幹線と北陸高速自動車道とはさまれた地域の問題を認識し、関係機関の協力を得て、総合協議を促進し、解決に努めるものとする。

第五条 乙は工事の施行にあたりあらかじめ被害の発生が想定されるものについては事前調査を行うものとする。ただし、新幹線開業後、騒音、振動について甲の調査、要望に基づき必要ある場合、乙はこれに応ずるものとし、その調査結果を甲に通知するものとする。

（工事補償）
 第六条 乙は工事の施行により、被害が発生しないよう最善の努力を怠らぬものとする。

以上、覚書の証として、この書二通を作成し、甲・乙のおの記名押印のうえ、各自の一通を保有する。

昭和五十二年十一月二十二日
 町長 浅妻茂一郎
 日本鉄道建設公団
 新潟新幹線建設局
 局長 本間 寛

議会短信

十二月定例会
 十六日開会予定

○上越新幹線対策特別委員会開く
 十一月一日及び十一月十日委員会を開会し、黒埼町と鉄道公団で交わす覚書の内容について審議を行いました。

○月岡村・巻町
 役場庁舎竣工式に議長出席
 十一月五日月岡村役場庁舎新築十一月十六日巻町役場庁舎及び町立病院が増改築され各々この竣工式が挙行され議長が出席しました。

○全国町村議長大会開催
 十一月十七、十八日の二日間にわたり第二回全国豪雪地帯町村議長会総会が砂防会館において県選出国会議員との自治懇談会が赤坂プリンスホテルで第二十一回全国町村議長会大会が武道館で、それぞれ開催され議長が出席しました。

○郡議長会及び副議長会が開催
 十一月十四日新築なつた月岡村役場において議長会定例会が十一月三十日巻町役場において副議長会が開催され各々正副議長が出席しました。

（新幹線関係）

環大特32号とは

新幹線鉄道の列車の走行に伴い発生する振動は、著しく、沿線の一部の地域においては、看過しがたい被害を生じているため、所要の措置を講ずるよう環境庁が勧告したものです。

指針

一、新幹線鉄道振動の補正加速レベルが、七〇デシベルを超え

及び障害防止対策等を講ずること。
 一、病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに可及的速やかに措置すること。

指針達成のための方策

(1) 新幹線鉄道振動の振動源対策として、構造物の振動低減対策

等の措置を講ずるものとする。なお、以上の措置を講じても現在の防止技術では振動を低減することが困難な場合もあるので、早急に構造物の防振対策、振動遮断対策などの技術開発を図るものとする。

(2) 新幹線鉄道振動の障害防止対策として、既設の住居等に対する建物の移転補償、改築及び補強工事の助成等の措置を振動が著しい地域から実施するものとする。特に、今後早急に家屋の防振対策技術の開発を図り家屋補修等により振動の影響を軽減する措置を講ずるものとする。

資源は有限 ガスが不足しています大切に

いるだけのお湯を沸す 風呂

○浴槽の水位は 循環パイプの上に

ガス風呂は、沸かしがたしだいでガスの使用量はちがってきます。特に注意したいのは、必要以上に水を入れてつうかり沸かしすぎることです。お湯を2度沸かしすぎますと、ガスは六パーセント程ムダになります。浴槽の排水せんとをしっかりとセットして水は循環パイプの上の部分から十センチ以上、のところで汲みこみましょう。

○中ブタを入れて 時間の目安を

お湯を沸かすときは、あらかじめ沸き上がり時間の目安をつけて、沸き過ぎを防ぐのはもちろんですが、途中でフタを開けないことも効率を下げないコツの一つです。外ブタのほかにビニールマットなどを水に入れて中ブタをすると沸きかたも早くなります。

○冬は沸き上りに 二倍の時間

沸き上ったら、間をおかずにつづけて入るようにしましょう。木製の浴槽で、冬は一時間に約二度も温度が下がります。冬は沸き上りの時間が夏の二倍もかかりますからムダのないよう心がけましょう。

環境庁告示

第46号とは

公害対策基本法第九条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい新幹線鉄道騒音に係る基準及びその達成目標期間を定めたものです。

一、環境基準
 住居の用に供される地域、七〇ホン以下、商工業の用に供される地域 七五ホン以下
 二、達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の区分	達成目標期間		
	既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
A 80ホン以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時直ちに
B 75ホンを超え80ホン未満の区域	イ 7年以内	開業時から3年以内	
	ロ 10年以内	10年以内	
C 70ホンを超え75ホン以下の区域	10年以内	開業時から5年以内	

身近にある騒音の例	騒音レベル
100ホン	電車の通るときガード下
90ホン	そうぞうしい工場
80ホン	国電の中 普通の工場
70ホン	そうぞうしい事務所 静かな工場
60ホン	普通の会話 静かな乗用車
50ホン	静かな事務所 図書館
40ホン	市内深夜
30ホン	スタジオ深夜 郊外さき木

黒企企画発161号 甲(町)の要望とは

上越新幹線の建設によって快適な住民の生活環境が破壊されることのないよう沿線住民が強く望んでいることから、新幹線鉄道騒音

また、振動対策については、環境庁告示（昭和五十一年三月環大特第三号）の指針以下の六五デシベルをそれぞれ達成の努力目標とし、構造的な改良など総合的な技術開発を促進されるよう格段のご尽力について要望いたします。

